

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	検定証印等の除去	根拠条項	第151条				
処分基準	<p>○経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、法第148条第1項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（法第16条第1項の政令で定めるものを除く。）を検査させた場合において、その特定計量器が次ぎの各号の1に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。</p> <p>一 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。</p> <p>二 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えること。</p> <p>三 法第72条2項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。</p> <p>四 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、検定証印を除去するときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	交付機関			目次 NO